



養育里親 Q&A

里親制度について

Q1. 養育里親とはどのような制度ですか

A：里親制度とは、何らかの事情により家庭での生活が出来なくなった子ども等を、自分のご家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解のもとで育てていただく制度です。

児童福祉法に基づく制度ですので、お願いする子どもの年齢は0歳～18歳までですが、子どもの実情によっては20歳まで延長することもあります。

お願いする期間は、数日から数年、または十数年と、お子さんの事情によって異なります。

施設とは異なり、一般の家庭での何気ない経験や特定の大人との愛着関係を築けることが、里親制度のメリットです。里親になるには、収入要件や研修受講などある一定の条件が必要になります。

登録について

Q2. 養育里親登録までの手続きはどうなりますか

A：福井県では、養育里親登録にかかる研修を福井県家庭養護推進ネットワーク（福さと）に委託しています。まずは福さとへ連絡（0776-50-3672）してください。福さとに來所していただき里親制度の説明をします。また、登録動機、どのようなお子さんなら養育可能なか等をお聞きします。

福さとへの來所相談後、基礎研修と登録前研修を受講していただきます。登録申請の後、家庭訪問調査があります。

調査結果を県の審議会に諮り、認定されれば正式に登録となります。福さとへの來所相談から登録までには、約半年ほどかかります。

登録には戸籍、住民票等の書類が必要になりますが、取り寄せに係る経費は里親希望者の負担となります。

Q3. 養育里親の資格はいりませんか

A：特別な資格は必要ではありませんが、研修受講の他、下記のとおり一定の要件が必要です。

- ・心身ともに健康であること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・子どもの養育に熱意があること
- ・虐待などの問題がないこと

Q4. 単身者や同性カップルでも養育里親になれますか

A：一定の要件を満たしていれば里親登録は可能です。単身者の場合は、児童を適切に養育できる経験や知識等を有する方や、養育を支援する環境等がある方が望ましいです。

Q5. 共働きでも養育里親になれますか

A：預かる児童の年齢や状況によりますが、その児童の養育に差し支えない程度であれば大丈夫です。実際、保育園を利用している里親も増えています。
しかし、子どもは今まで過ごしてきた環境と異なる生活環境へのとまどいや不安を感じたり、また愛着関係を築くために、密な時間を過ごすことも必要になってきますので、子どもの状況によっては、仕事を休んだり勤務時間の調整などをお願いすることもあります。

Q6. 実子がいても養育里親になれますか

A：実子がいても大丈夫ですが、家族の一員である実子の同意も必要になります。
里子が里父母との愛着関係を築く過程で、実子が里子に対し、否定的な感情をあまり抱くことのないように、基本は実子よりも下の年齢の子どもをお願いすることが多いです。
預かる里子の数は4人までで、実子がいる場合は、実子の数と合わせて6人までです。
(例) 実子1人→里子4人まで 実子3人→里子3人まで

Q7. 養育里親に年齢制限はありますか

A：年齢制限はありませんが、養育には体力と気力が必要です。乳幼児の場合であれば若い年齢の里親が望ましいですが、中高生など年長の児童であれば、ある程度の年齢の里親でも可能です。

研修について

Q8. 養育里親になるための研修内容はどのようなものですか

A：基礎研修（2日間）と登録前研修（4日間）の計6日間で、年に2～3回開催します。
研修内容は、里親制度の概要などの講義と里親の体験談、乳児院や児童養護施設での実習になります。
研修の日程や内容など詳細なことについては、福さとにご確認ください。
研修は無料で受講できますが、研修に必要な書類（健康診断や検便など）に係る経費は、里親希望者の負担になります。

Q9. 夫婦で受けなければならないのですか

A：研修を受講した方が里親として登録されますので、登録は夫婦いずれかでもできます。しかし、養育はご家族の協力が大切なので、出来るだけ夫婦で研修をうけて登録していただくようお願いしています。
養子縁組里親は夫婦どちらも研修を受けて登録することが必要です。

Q10. 養育里親に一度登録したら継続できるのですか

A：登録有効期間は5年です。更新するには、更新研修を受講していただく必要があります。研修内容は、講義1日と、児童養護施設等での実習1日の計2日間になります。

委託について

Q11. 預かる期間はいつまでですか

A：その子どもの事情によって、数日～数年、または十年以上と様々です。土日や盆正月、夏休みなどの限定した時期だけお願いする場合もあります。この場合でも、養育里親としての登録が必要になります。

Q12. 子どもの年齢や性別など希望することは出来ますか

A：ご希望はお伺いしていますが、子どもの年齢や事情、里親さん家庭の家族構成などを総合的に判断し、その子にとって最適な里親を選びます。

Q13. 登録後、すぐに子どもの打診はあるのですか

A：登録後まもなくして打診がある場合もない場合もあります。実親と生活できない事情や子どもの年齢、性格、また里親の家庭の状況や家族構成など、さまざまな事情を考慮し、判断しています。

Q14. 子どもの打診があったら、必ず養育しなくては行けないのですか

A：必ずしもそうではありません。無理して養育を引き受けることは、お互いのためにもよくありません。また、同居されているご家族の同意も必要となりますので、ご家族皆が納得したうえで、決めていただくようお願いしています。

Q15. 子どもの打診があったら、すぐに子どもは家にくるのですか

A：すぐに里親の家で子どもが生活するわけではありません。
子どもと里親の両方の気持ちや状況を考慮しながら進めていきますので、面会や外出、外泊などいくつかのプロセスが必要になります。
乳幼児の場合は1か月～2か月程度、小中学生であれば数週間程度になることが多いです。

Q16. 里子の費用はどうなるのですか

A：里子にかかる生活費、教育費、医療費などの養育費は公費で支給されます。また里親手当が別に支給されます。

Q17. 学校はどうなるのですか

A：原則は里親の住所に転入手続きをしますので、子どもは里親の地区の小中学校に通います。

Q18. 名前（呼び名）はどうなるのですか

A：養子縁組里親と違い、養育里親は子どもと親子になるわけではないので子どもは実親の姓を名乗ります。

Q19. 保険や保障はありますか

A：万が一、里子が事故にあったり、事故をおこしてしまった場合に備えて、里親賠償保険に加入しています。保険料は県で負担するので、里親の負担はありません。